

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		男女共同参画推進センターの利用の許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市男女共同参画推進センター条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課		市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課 男女共同参画推進センター（電話：048-642-8107）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認められるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 6 年 5 月 1 日設定      令和 年 月 日最終改正
備 考		